関係者	行動計画 (取組みの具体的内容)	実施状況	今後の取組み	現行行動計画以外の新たな取組み
生保協会	・適格退職年金の企業年金への円滑な移行を図るための措置について、税制改正要望・規制改革 要望等を通じ、関係各方面に対する各種対応	・適格退職年金の企業年金への円滑な移行を図る観点から、「平成24年3月末以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対して平成24年4月以降に税務取扱上の不利益が発生しないよう処置を講ずること」などの税制改正要望や確定給付企業年金、確定拠出年金の承認・認可申請手続の簡素化、給付の支給要件緩和などの規制改革要望を行ってきた。	適格退職年金の企業年金への円滑な移行を図る観点から、以下の関係各方面に対する各種対応等を図っていく。 ・平成23年度税制改正大綱に記載されている「事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税務上の措置を継続適用する措置」の確実な実施に向けた関係各方面に対する各種対応。 ・現在政府にて検討中の閉鎖型適格退職年金の確定給付企業年金への移行促進策の確実な実施および各事業主に当該移行促進策を周知するための政府等による広報活動の早期実施ならびに閉鎖型適格退職年金の確定給付企業年金への移行を促進するための規約の申請手続の更なる簡素化などの実現に向けた関係各方面に対する各種対応。 ・規約の承認申請に対する標準処理期間(2ヶ月)での確実な承認の実現に向けた関係各方面に対する各種対応。	適格退職年金の移行期限までの確実な移行を進める観点から、今後の移行予定を含む「移行の進捗状況」や「好取組事例」に事会員会で把握・共有化を行って、生命を負金で把握・共有化を行って、生命を表して、国知・広報活動の一環として、生命を開始した。 「今後の取組み」のは、運営を開始した。 「今後の取組み」のといるでは、では、会員を持つの進捗では、のが、では、会員を対して、生命を含む「移行の進捗でで、生命を言む、での取組みにで、生命を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言を言言
	・生命保険各社による、事業主に対する法令改正等の情報提供、セミナー・退職金コンサルティング等によるニーズの把握等の継続	・生命保険各社では、適格退職年金制度の廃止等に関する周知・広報の充実を図る観点から、パンフレットの配布やセミナーへの講師派遣等を実施してきた。また、個々の事業主の動向を把握するために移行に関するアンケートや全件訪問を行い、さらに移行先が未定の事業主に対しては社長名親書を活用した訪問強化などを行ってきた。 ・これらの活動を通し、平成20年3月末時点では、生保計で26,957件(対平成14年3月比:42.2%)あった適格退職年金契約は、平成22年12月末時点では、8,580件(対平成14年3月比:13.4%)にまで減少した。	・移行先が未定の適格退職年金契約が平成22年 12月末時点で約320件(生保計)存在する。移行 手続に要する期間を踏まえると早急に移行先を 決定する必要があるため、現存する適格退職年金 契約の事業主に対し、回答期限を設け、早期の決断 を促すなど、適格退職年金の確実な移行を図っていく。	

		_		
信託協会	・税制改正要望・規制改革要望等を通じた、適格	・各年度の税制改正において、「適格退職年金から確定給付企業年金、確定拠出年金への円滑な移行および移行後の制度での健全な財政運営を可能とする措置」として、関係省庁に対し、「閉鎖型確定給付企業年金の制度終了時の残余財産の取扱の明確化」等の税制改正要望を提出した。 ・規制改革要望の各回集中受付において、廃止期限までの残された期間に集中する制度移行を円滑に進めるため、確定給付企業年金における規約の承認・認可手続きの緩和等の要望を提出した。 ・廃止期限までに移行等の手続を完了させる必要性を事業主に訴求すべく、廃止期限後の取扱いに関して関係省庁に照会している。	・平成23年度税制改正大綱における「関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組み」の動向を注視しながら、信託協会としても必要に応じて適格退職年金の移行促進に資する要望等を行っていく。 ・廃止期限までに移行等の手続を完了させる必要性を事業主に訴求すべく、廃止期限後の取扱いに関する関係省庁への照会を継続する。	
	・個々の事業主に対する働きかけやコンサルティングの継続による適格退職年金の企業年金への 移行に向けた活動	・個々の事業主ごとの状況を踏まえた提案やコンサルティングを通じて移行推進を行ってきており、平成21年3月末時点で4,385件あった適格退職年金契約が、平成22年9月末時点では約2,300件と着実に移行が進捗している。・なお、個々の働きかけ・コンサルディングの状況に応じて、平成22年8月に関係省庁で組織する「適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議」が作成した、事業主向けに移行検討を促す内容のレター(「適格退職年金を実施されている事業主の皆様」)を活用している。	・引き続き個々の事業主ごとの状況を踏まえた提案やコンサルティングを行うことにより、他制度への円滑な移行の促進を図っていく。	
日本商工会議所	・機関紙「会議所ニュース」や商工会議所年金教育センターのホームページ等において、適格退職年金の企業年金への移行支援のための情報を提供(随時)	・機関紙「会議所ニュース」において、平成22年1月21日から3回にわたり1面に「待ったなし適格退職年金、優遇措置の廃止期限が迫る!」と題する記事を掲載。同年5月1日号では、フォーラム「企業年金を守る~従業員の安心・インセンティブの向上のために~(4月20日開催)」の概要を掲載。 22年4月1日号では、「適年廃止に向け企業をサポート」と題して大阪商工会議所の401Kプランを紹介など。 ・月刊誌「石垣」においては、平成21年7月、11月、22年3月、8月の各号で、適年から企業年金への移行を促す記事を掲載。 ・商工会議所年金教育センターのホームページにおいて、随時、移行支援のための情報を提供。	・引き続き、機関紙や商工会議所年金教育センターの ホームページ等において情報提供を行う。	
	プランナー)向けの会報やメールマガジンにおい	・会報「企業年年金総合プランナー」(年2回発行(2月、8月))による情報提供(13号(平成21年2月)「適格退職年金の対策は間に合うか? ~積立不足と受給権の対応から考える」「企業年金を守るために~適格退職年金の移行と企業年金の将来~」14号(21年8月)「適格退職年金移行促進フォーラム・レポート」15号(22年2月)「適格退職年金の廃止を控えて」)。 ・メルマガにおいても随時移行支援の情報を提供。	・引き続き、会報やメルマガにおいて情報提供を行う。	
	・労働委員会等による、現在関係省庁が連携して 実施中の「適格退職年金制度の移行に関する調 査」結果を踏まえた移行支援のための情報提供 (平成21年4月頃)	・「日本商工会議所社会保障小委員会・東京商工会議所社会保障委員会 合同委員会」(平成21年3月10日開催)において、担当行政官から、「適格退職年金の企業年金への移行」についてというテーマでご講演いただいた。		

	・作成された広報チラシ、ポスター、パンフレット等を各地商工会議所の会員企業に配布(平成21年3月まで)	・チラシ・パンフレット等を全国516商工会議所に配布 (5000部)。		
	・各地商工会議所が開催する企業年金・退職金制度に関するセミナーに対する、企画、助言および講師の紹介、教材の提供による支援(随時)	・東京商工会議所などが開催するセミナーに対して、講師紹介等による支援を行った。	・引き続き各地商工会議所が開催するセミナー等に対し て、講師紹介等による支援を行う。	
日本経団連	・作成された広報チラシやパンフレットを会員企業 に配布(平成21年3月まで)	・経団連社会保障委員会において広報チラシ等を配布 (平成21年2月4日)。		
	会議メンバーの協力を得て、内部会合等において	・企業年金セミナー(東京経営者協会主催)を開催(平成 21年2月3日)。久保知行早稲田大学商学研究科客員教 授(当時)を招き、「最近の企業年金制度の動向と適格年 金廃止への対応」と題する講演会を実施。		
	・会員企業向けに隔年で行っている「退職金・年金に関する実態調査結果」を実施し、会員企業の適	・「2008年9月度 退職金・年金に関する実態調査結果」を公表(平成21年3月)。適格年金廃止への対応については、「すでに対応済み」が6割(60.8%)、「まだ対応が済んでいない」が4割(39.2%)。「まだ対応が済んでいない」企業では、「他制度への移行予定あり」が6割以上(64.6%)となっている一方、「未定」との回答が3割(30.8%)。	<ul><li>・次回(2010年)調査は現在集計中。適格退職年金からの移行実態を再度把握し、平成23年4月公表予定。</li></ul>	

政府	・適格退職年金の企業年金への移行が円滑に進むための審査の迅速化及び申請手続等の簡素化等	・厚生(支)局における審査内容を明確化するため、チェックシートを作成し、確認事項を明確化。  ○確定給付企業年金制度における簡易基準の要件緩和等(1)簡易基準の要件緩和・確定給付企業年金を実施する事業主等のさらなる事務負担の軽減のため、簡易基準の人数要件を300人未満から500人未満へと引上げ。 ・掛金計算等の書類を業務委託している場合、掛金計算等の書類の数理人による確認を当分の間省略。  ○地方厚生局における審査体制の強化・確定給付企業年金の規約の認可・承認業務を迅速かつ効率的に処理するため、一般の職員に加えて、年金数理の専門家(年金数理人)を企業年金数理専門官の配置 平の専門家(年金数理人)を企業年金数理専門官の配置 平の移行先となる確定拠出年金制度の改善・拠出限度額の引き上げ(平成22年1月)。・マッチング拠出の導入、加入資格年齢の引上げ等の内容を含んだ法律案「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」(年金確保支援法案)を第174回国会に提出(現在、継続審議中)。	・閉鎖型適格退職年金について、確定給付企業年金への移行を促進するため、規約の承認申請時の添付書類を簡素化し、また、決算報告書・事業報告書、財政検証方式などを簡素化した簡易な基準(受託保証型確定給付企業年金)の導入を検討。 ・地方厚生局の審査体制について、更なる強化を検討。 ・現在、継続審議中の年金確保支援法案について、早期成立に努める。	<移行状況の把握及び課題への対応> ・平成23年度税制改正大綱において、適職年金のうち、事業主が存在しない等のに制度的に企業年金等へ移行できないっしては、廃止期限後も、税の優遇措置続することを要望し、平成24年度税制改おいて措置することとする。
	・厚生労働省ホームページに適年移行に関する情報ページを開設し、企業年金制度への移行を促す行政からのメッセージや関係者の取組等を紹介(平成21年1月)	・厚生労働省ホームページに、適格退職年金移行に関する情報ページを開設し、企業年金制度への移行を促すメッセージや関係者の取組み、適格退職年金の移行状況等を掲載。 ・ラジオによる適格退職年金移行促進に関する政府広報の実施(平成21年6月)。 ・動画サイトYou Tubeに「適格退職年金移行物語」を掲載(平成21年6月)。 ・平成22年10月より始まった「厚労省人事労務担当マガジン」において、適格退職年金移行の早期検討を促す内容のメルマガを配信し、厚生労働省ホームページに掲載(平成23年1月)。	し、周知に努める。	

	・「適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議」において、適格退職年金を行っている事業主の移行に係る状況調査を取りまとめ、現状の問題を洗い出し、関係者一丸となって解決に向けて取り組めるよう対応(平成21年3月)		・引き続き、個別の受託機関へのヒアリングを継続し、適格退職年金の移行状況の把握に努め、関係者一丸となって解決に向けて取り組む。	
企業年金連合会		・連合会ホームページに専用ページを開設し、適格退職年金についての仕組みから移行の手順、移行先として考えられる企業年金制度の説明等について掲載した(平成20年12月~)。 ・連合会内に「適格退職年金移行相談センター」を設置(平成20年12月~)し、移行を考えている企業の担当者や受給(待期)者から、電話での相談を月平均20件程度受けている。主な相談内容としては、①移行先選択にあたっての留意点②制度廃止による影響③各種同意の留意点等。その他、制度廃止までの期限が迫ってきているため、期限までに制度移行できない場合の対応の相談も多い。	・ホームページの内容を修正し、移行促進を図るとともに、平成23年4月以降、移行が済んでない企業や個人からの相談に対応するため、相談ダイヤルを継続する。	・企業年金制度等への移行が困難な閉鎖型 適格退職年金に対する税制措置の継続適用 の確実な実施について提言を行う。
	・支援本部メンバーの関係者から成るプロジェクト会議メンバーの協力を得て、企業年金への移行を支援するための広報チラシ・ポスター(平成20年12月)及びパンフレットを作成(平成21年3月)	不主国の金融機関等へ配布した。なお、各種類別の配布   累計数(平成23年1月18日時点)は次のとおり。   ①チラシ158,845枚		
		・東商ホールにて「企業年金を守る〜従業員の安心・インセンティブの向上のために〜」と題した適格退職年金移行促進フォーラムを開催した(平成21年4月20日)。なお、当日は、約1,300名の申込者の中から抽選により、633名の参加があった。・その他、「適格退職年金移行等のための制度導入セミナー」を実施(平成21年度、平成22年度において各4回)。	のための制度導入セミナー」を平成23年度においても開催する(平成23年6月20日)。具体的な内容としては、移行先の詳しい解説に加え、これまでの移行事例(中堅・小規模企業)の分析をもとに、実際に移行する際に必要となる手続方法やそれにかかる時間、相談窓口の紹介等き	